

平成30年度情報公開個人情報保護制度の運用状況について

発言者	発言要旨
会長	「平成30年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告」について、事務局に説明を求める。
事務局	— 別紙資料に基づき説明 —
会長	始めに何点か質問をする。 資料1、2ページ18番、記録の対象者が特定建築物届出者、特定建築物所有者、特定建築物の全部の管理について権原を有する者、特定建築物維持管理権原者とあるが、全部の管理について権原を有する者と維持管理について権原を有する者は別と考えてよいか。
事務局	そのとおりである。
会長	資料1、5ページ39番の記録の対象者について、食中毒事件等に関連のある市民とあるが、例えば被害者を含むのであれば、市外の方も対象になるのではないか。
事務局	後日、担当課に確認して回答する。
会長	資料1、6ページ46番と48番において、記録の対象者の書き方が異なっているが、範囲が異なるということによろしいか。
事務局	そのとおりである。
会長	資料1、7ページ目、56番健康相談関係事業において、記録の対象者が川口市立学校・幼稚園に在籍する幼児・児童・生徒とあるが、保護者は入らないのか。
事務局	保護者は入らず、幼児・児童・生徒のみとなる。
会長	この他、質問・意見はあるか。
委員	42ページ24番の簡易専用水道業務について、電算処理を「無」から「有」に変更とあるが、コンピュータで個人情報を取り扱うという解釈でよいか。
事務局	そのとおりである。電算処理とはパソコンなどで個人情報をデータとして取り扱うことをいう。範囲はコンピュータで扱うエクセルなども含めたデータとして個人情報を取り扱うものはすべて電算処理を「有」としている。
委員	暗号化など、個人情報の取扱いに配慮はあるのか。
事務局	外部に提供する場合はパスワードを設定する。市の内部で使用する場合は川口市セキュリティポリシーに基づき、個人情報の保護処理等をしている。
委員	7ページから18ページの情報公開制度請求内容一覧において、情報公開

事務局	<p>を取り下げたもののうち、備考欄に情報提供とあるものについては、情報提供をしたので、情報公開請求を取り下げたと解釈してよいか。</p>
委員	<p>そのとおりである。情報公開条例によらず、請求者に情報を提供したので、請求を取り下げたものである。</p>
事務局	<p>平成30年度に請求があったもののうち、非公開が3件とあるが、どの請求について、どのような理由で非公開となったのか。</p>
事務局	<p>まず、7ページの1番は、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の市民公募委員の応募者全員が提出した小論文について、請求を受けたものである。小論文の内容は応募者の人格と密接に関わりのある個人の考えであり、公開することで応募者の権利利益を害するおそれがある。また、当該小論文は「第三者に開示、提供することは一切ない」という前提の下で提出を受けており、これを公開すると、今後の公募委員の募集に支障をきたすおそれがある。よって第7条第2号及び第7号で非公開とした。</p>
事務局	<p>次に17ページの180番は、消防署に配備されている、高度救助工作車Ⅲ型の車両設計図について請求があったものである。設計図には企業のノウハウが含まれているため、第7条第4号で非公開としたが、請求理由が模型を作りたいというものであったため、設計図でなくとも他の図面で対応できるであろうということで、一部情報提供で対応している。</p>
事務局	<p>最後に17ページ194番は、いじめ問題調査委員会に関する記録全てについて請求があったが、請求時にはまだ公開できる時期ではない等の理由により非公開としたものである。</p>
会長	<p>他に質問・意見はないか。</p>
全委員	<p>— 質問・意見なし —</p>
会長	<p>それでは、本件の報告は以上とする。</p>